

定 款

令和4年6月14日改正

神戸電鉄株式会社

定 款

制定 大正 15. 3. 17
改正 令和 4. 6. 14

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は神戸電鉄株式会社と称する。

英文ではKobe Electric Railway Co., Ltd. とする。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄道及び索道による運輸事業
2. 自動車運送事業
3. 旅行業並びに運送代理業
4. 損害保険代理業並びに生命保険取次業
5. 土地建物の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
6. 建設工事の設計、監理並びに建設業
7. 車両の設計
8. 遊園地、養鱒場、遊戯施設の経営
9. 食堂、売店、旅館、宴会場、その他厚生・体育・文化施設、駐車場、駐輪場、
洗車場の経営並びに管理運営
10. 家庭用品、日用雑貨、食料品、衣料品の製造販売並びに酒類、医薬品、書籍
類の販売
11. 広告業、出版業
12. 自動車整備及び自動車用品の販売
13. 情報の提供・処理サービス業、電気通信事業並びに有線放送事業
14. 動産の賃貸業
15. 特定労働者派遣事業及び一般労働者派遣事業
16. 自動車運行及びその管理の請負業
17. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、居宅サービス事業、介護予防サービス
事業及び第 1 号事業
18. 保育所の経営
19. 保安警備業

20. 金融業
21. 貨物運送取扱事業
22. マンション管理業
23. 建物等の害虫駆除等に関する消毒事業
24. 園芸サービス業
25. 有料職業紹介事業
26. 温泉給湯業
27. 障害福祉サービス事業
28. 発電および売電事業
29. 地域生活支援事業
30. コンビニエンスストアの経営
31. 前各号に関連する一切の業務

(本店及び支店の所在地)

第3条 当社は本店を神戸市に置き、必要に応じ支店又は出張所を便宜の地に設置することができる。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、神戸市において発行する神戸新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1千6百万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(定時および臨時株主総会)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招 集)

第14条 株主総会の招集は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基き代表取締役がこれを行う。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は代表取締役がこれにあたる。

代表取締役が複数のときまたは代表取締役が支障のあるときは予め取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は当社の議決権を行使することができる株主1名に対してのみその議決権の行使を委任することができる。この場合には株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の要件)

第18条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除いては出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。

当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

(選 任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して、株主総会においてこれを選任する。

取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については累積投票によらない。

(任 期)

第21条 取締役(監査等委員を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、

退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。

会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から当会社を代表する取締役を選定する。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会招集の通知は、各取締役に対して会日の7日前までに発しなければならない。

但し、特に必要がある場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役との責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

(取締役会規則)

第27条 取締役会の運営に関する事項については、法令または本定款に定めがない事項は、取締役会の決議によって定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対して会日の7日前までに発しなければならない。

但し、特に必要がある場合はこれを短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会の運営に関する事項については、法令または本定款に定めがない事項は、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第34条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

附則

第1条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインター

ネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。